

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R2年度 要求額 (千円)	
									H29	H30	R1			説明
1	産業観光課	全国中小企業勤労者福祉サービスセンターブロック会議開催補助金	中讃勤労者福祉サービスセンター	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R1	中小企業勤労者福祉の向上に努める。	西ブロック会議開催に係る経費を補助するもの。	-	-	100	(2)原則として廃止するもの	-	
2	産業観光課	産業振興支援補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	産業振興計画に基づき、市内の中小企業に必要な支援を行い産業の活性化を図る。	市内の中小企業を対象に販路拡大・新規事業・人材育成等への補助金支給等の支援を行う。	17,164	18,427	19,100	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	19,000
3	産業観光課	事業継続計画(BCP)策定補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R1	中小企業者の事業継続計画策定を支援することにより、産業基盤の安定・強化を図り、地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与する。	市内の中小企業を対象に専門家又はそのものが所属する事業所に支払ったコンサルティング業務に係る経費の一部を補助。	-	-	444	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	600
4	産業観光課	空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産業振興計画に基づき、中心市街地の空き店舗や空きオフィスの利活用を促進し、中心市街地の活性化ならびに創業支援、企業誘致を図る。	中心市街地内の空き店舗や空きオフィス等を活用して事業を開始する事業者に対し、改装に係る経費を補助。	3,740	2,750	3,340	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,750
5	産業観光課	企業立地促進奨励金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H30	本市の産業振興、雇用機会の拡大および人口減少の抑制を図る。	指定企業に対し、土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(限度額3年間で5億円)を補助する。	-	355,146	411,529	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	369,856

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
6	産業観光課	丸亀商工会議所運営補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業の振興を図ることにより、活力ある丸亀経済の形成と魅力あるまちづくりの実現。	商工業の振興、中心市街地の活性化、産学官の連携を図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000
7	産業観光課	丸亀市飯綾商工会運営補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業者の経営改善に関する相談と指導を行い、丸亀市の経済振興を図る。	商工業の振興などを図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000
8	産業観光課	丸亀TMO運営等補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商店街に賑わいを創出する事業を行い、本市経済の発展を図る。	平成11年度に策定した丸亀TMO構想の基幹である中心市街地活性化事業を横断的・総合的に調整・実施するために設立された丸亀TMO推進協議会(丸亀商工会議所が事務局)の事業運営に対し補助するもの。主な事業内容として、空き店舗対策事業(秋寅の館の活用、FACE21やみたから市の運営協力)、婆娑羅まつりとの連携など。	1,000	1,000	1,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,100

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
9	産業観光課	産学支援等事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	産(丸亀市中央商店街振興組合連合会)、学(地元学生)が連携し、企画立案し、商店街を舞台として実行するイベントを開催し、活性化を図る。	主催は丸亀商工会議所。丸亀市、丸亀市中央商店街振興組合連合会は共催として連携し、事業を補助する。27~29年度は、専門学校穴吹デザインカレッジの協力のもとシャッターアート事業を開催。30年度からはイルミネーション事業を開催。	350	250	350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	350
10	産業観光課	キッズウィーク推進補助金	丸亀市キッズウィーク推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H30	学校等行事の振替休日を他の土・日曜日や祝日と組み合わせる新たな連休とするキッズウィークの推進し、国のプラスワン休暇とあわせて勤労者のワーク・ライフバランスの実現を目指す。	丸亀商工会議所を窓口とする丸亀市キッズウィーク推進協議会が実施する周知、学校等に対するアンケート調査やキッズウィーク行事の活動に対して補助するもの。	-	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
12	産業観光課	日本商工会議所青年部四国ブロック大会開催補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	R2	次世代の経営者を主とした丸亀商工会議所青年部の広域活動を支援することにより、地域経済の健全な発展と事業承継の円滑化を図る。	四国ブロック大会開催に係る経費を補助するもの。	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
12	産業観光課	丸亀市中央商店街振興組合連合会補助金	丸亀中央商店街振興組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活の向上・利便性への寄与・地域貢献のため、丸亀市の中央に位置する商店街の活性化を図る。	富屋町・通町・浜町・本町の店舗が会員である丸亀市中央商店街振興組合連合会が、商店街活性化を目的で行う事業に対し、補助するもの。	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
13	産業観光課	香川県うちわ協同組合連合会補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員のために必要な共同事業を行うことで経済的地位の向上を図り丸亀うちわに関わる諸事業全体を推進すること。	香川県うちわ協同組合連合会が行う丸亀うちわの発展・継承に努める技法後継講座や、国内外に向け振興を図る丸亀うちわFUNFAN展などの事業運営に対し補助するもの。	1,650	1,650	1,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650
14	産業観光課	青木石材協同組合補助金	青木石材協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	石製品の啓発活動の推進と新規開発した「新ブランド」の告知活動及び販売活動。地場産品「青木石」の発信などを行なう。青年部はおしろまつりなど市の行事に参加貢献(賑わいを創出)。	地場産品である青木石の共同販売を行い、青木石に関わる諸事業を推進している青木石材協同組合に対し、補助するもの。	220	220	220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
15	産業観光課	伝統的工芸品 産業産地補助 金	香川県うちわ 協同組合連合 会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	国の伝統工芸品である「丸亀うちわ」の技術・技法を伝承していくこと。	香川県うちわ協同組合連合会が実施する国の伝統的工芸品である丸亀うちわの振興のための後継者育成事業(振興事業)に対し、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱に基づき補助するもの。	400	400	400	(1)継続 するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
16	産業観光課	丸亀うちわ ニュー・マイ スター認定事業 補助金	香川県うちわ 協同組合連合 会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H25	竹うちわの技術を伝承する目的で、香川県うちわ協同組合連合会が行う技術・技法講座の卒業生で伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を認定することにより、今後の活動の可能性を広げることとする。	香川県うちわ協同組合連合会が竹うちわの技術を伝承する目的で、伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定登録する。その認定登録制度の運営を補助するもの。	300	256	300	(1)継続 するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
17	産業観光課	中小企業融資 制度保証料補 給金	対象事業者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長期 的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	695	1,224	1,200	(1)継続 するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
18	産業観光課	中小企業融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～28年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請が必要。	1,603	2,292	2,418	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,900
19	産業観光課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利0.5パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成27年4月1日以降に当該融資制度を利用し、最初の支払月から12ヶ月以内の返還金を約定どおり返済された人には、年利0.5%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内に申請が必要。	537	604	806	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
20	産業観光課	団扇工業振興融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	630	589	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
21	産業観光課	団扇工業振興 融資制度利子 補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～28年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	828	646	725	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	800
22	産業観光課	新風融資制度 保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。 ※R2年度から創業支援融資制度へ引き継ぐ	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。 ※R2年度から創業支援融資へ引き継ぐ	144	0	30	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	-
23	産業観光課	創業支援融資 制度保証料補 給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R2	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。 ※R2年度から新風融資制度から引き継ぐ	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。 ※R2年度から新風融資制度から引き継ぐ	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	30

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
24	産業観光課	新風融資制度 利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。 ※R2年度から創業支援融資制度へ引	43	55	85	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	-
25	産業観光課	創業支援融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	R2	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。 ※R2年度から新風融資制度から引き継ぐ	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。 ※R2年度から新風融資制度から引き継ぐ	-	-	-	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	70
26	産業観光課	丸亀うちわ東京オリパラ活用促進事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H29	2020東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え丸亀うちわのブランド力の強化、認知度向上を図る。	香川県うちわ協同組合連合会が丸亀うちわのブランド力の強化、認知度向上のために係る経費を補助するもの。	2,802	4,000	4,000	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	2,000



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
27	産業観光課	商業振興事業 補助金	対象事業者	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ア 一時的なもの	H28	産業振興計画の重点 テーマである中心市 街地の活性化に繋がる 事業を支援し、地域の 商業発展に繋げる。	商店街振興組合等 が地域の商業の発展 のために行う事業 に対し事業費の1/4 以内で補助するもの。	455	476	508	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高めることを目的 として実施 する補助金 等交付事業	38
28	産業観光課	S・S・H本島施 設整備補助金	部落開放同盟 丸亀市連絡協 議会青年対策 部SSH本島実 行委員会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	海水浴シーズンに本島 町泊の海水浴場にSSH 本島を開設し、島を訪れる 観光客や海水浴客の 利便性の向上を図り、 本島の観光に寄与する。	海水浴場開設に伴う 費用	140	140	140	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき事 業を代替又は 補完して実施 している事業 等	140
29	産業観光課	サメ対策事業 補助金	丸亀市観光協 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	市内で最も利用客の多 い海水浴場3箇所(本島 町泊・屋釜・広島町江の 浦)にサメ対策監視船を 派遣するなどサメによる 事故防止対策を図る。	サメ対策に係る費用	1,308	1,174	1,203	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき事 業を代替又は 補完して実施 している事業 等	1,400
30	産業観光課	遊泳区域告知 用ブイ設置事 業補助金	丸亀市観光協 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	市内で最も利用客の多 い海水浴場3箇所(本島 町泊・屋釜・広島町江の 浦)に遊泳区域告知用 ブイ(ロープ含む)を設 置し、観光・海水浴客の 事故防止、危険区域告 知など安全対策を図る。	ブイ設置に係る費用	1,200	1,200	1,200	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき事 業を代替又は 補完して実施 している事業 等	1,200

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
31	産業観光課	丸亀さつき愛好会補助金	丸亀さつき愛好会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市の花である「さつき」の栽培技術の向上と普及につとめ、一人でも多くの方に趣味園芸に取り組んでいただき、安らぎのある心豊かな生活の実現と、花と緑にあふれるまちづくりに寄与する。	さつき愛好会運営に係る費用	200	200	200	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200
32	産業観光課	丸亀お城まつり開催補助金	丸亀お城まつり協賛会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	「丸亀城」を中心に、地域住民の連携、郷土文化の振興を図るとともに、観光資源としての物産をPRし、観光客・帰省客等の集客によるにぎわいの創出を図る。	丸亀お城まつり開催に伴う費用	21,000	21,000	26,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	20,000
33	産業観光課	あやうたふるさとまつり開催補助金	綾歌ふるさとまつり実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	綾歌地域の特産である「菊」の花をテーマに菊花展を開催するとともに、ふるさとの美・技・味等、趣向を凝らした多彩な催し物を行い、地域住民のふれあいの場として、人と地域文化の発展をめざす。	あやうたふるさとまつり開催に伴う費用	3,600	3,600	3,600	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	3,420
34	文化課	文化協会運営育成事業補助金	丸亀市文化協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民が優れた芸術・文化にふれることができるように芸術文化の振興を図るとともに、加盟団体の会員相互の親睦、文化力の向上を図る。	丸亀市文化協会が市民等の文化活動の支援を行うための費用や運営経費	2,388	2,388	2,388	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	2,690

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
35	文化課	文化協会文化 事業補助金	丸亀市文化協 会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	故津島寿一氏の遺志 を尊重し、市民文化 の向上と文化振興に 寄与するために、文 化事業の運営経費に 充てる。	丸亀市文化協会が 主催する文化事業 の運営経費	2,290	2,290	2,290	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき事 業を代替又は 補完して実施 している事業 等	2,290
36	文化課	瀬戸内国際芸 術祭実行委員 会補助金	瀬戸内国際芸 術祭本島実行 委員会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	イ 短期 的なもの	H24	瀬戸内国際芸術祭の準 備・運営を円滑に実施 することで地域振興を推 進し、来場者の増加を 図り、満足度を高める。	瀬戸内国際芸術祭 実行委員会が円滑 に業務を行うための 運営経費	0	5,000	17,000	(3)休止 又は減額 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき事 業を代替又は 補完して実施 している事業 等	0
37	農林水産課	農業共済組合 補助金	香川県農業共 済組合	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	農業災害補償法に 基づき農作物共済、 家畜共済等を実施す ることにより農家経営 の安定を図り、農業 生産力の発展に資す ること。	香川県農業共済組 合の運営に対する 補助金。 補助率 定額	3,155	3,155	1,519	(1)継続 するもの	ウ 他市町と の協議等によ り、市の負担 が決定してい る事業等	862
38	農林水産課	農業生産組織 活動事業補助 金	香川県農業協 同組合青壮年 部丸亀支部	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	丸亀農業振興のため、農地有効利用を 行い技術の向上に努 め、地域農業の発展 に努めるとともに、積 極的な農業問題の解 決にとりくみ、農業の 先駆者となることを期 待する。	香川県農業協同組 合青壮年部丸亀支 部の運営に対する 補助金。 補助率 定額	130	130	260	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	260

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
39	農林水産課	生活研究活動事業補助金	丸亀市生活研究グループ連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農村女性の持つ知恵、技、経験を活かし、住みよい環境づくりにつとめている。今後は食育にも力をいれ次世代への継承につながると思われる。	丸亀市生活研究グループ連絡協議会の運営に対する補助金。 補助率 定額	300	300	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
40	農林水産課	経営所得安定対策等推進事業費補助金	丸亀市地域農業再生協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	国において平成25年度から経営所得安定対策制度の実施に伴う推進活動のうち事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要経費を助成することを目的とする。	経営所得安定対策制度の実施を行う丸亀市地域農業再生協議会に対する補助金 補助率 定額	5,318	5,078	3,965	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	5,000
41	農林水産課	力強い水田農業条件整備事業補助金	事業実施主体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	力強い水田農業の確立を目的として、米麦生産力の確保を図るため、需用に見合う米麦生産の確保、売れる米づくりの推進及び水田農業における担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化などに対し香川県力強い水田農業対策事業と併せて支援する。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する農業機械等に対する補助金 県補助率30%、1/3市補助率15/100	4,685	4,475	3,883	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,150
42	農林水産課	米麦生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水稻における害虫の一斉駆除による被害防止及び麦類の優良種子導入による作付面積拡大と高品質生産を図ることを目的とする。	良質麦の種子購入及び病害虫防除薬剤購入等に対する補助金 補助率 5/100~15/100	3,410	3,285	3,085	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,980

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
43	農林水産課	園芸特産物生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市において栽培されている様々な園芸特産物の生産性向上と、高品質化を図るために優良種苗の導入や施設園芸における被覆資材の更新を積極的に行うことで農家の収益向上に繋げ、地域農業の発展を目指すことを目的とする。 また、農業生産資材の不法投棄等をなくし、環境に配慮した農業の確立を目指す。	レタス、玉ねぎなどの指定野菜の種苗購入及び農業資材廃棄物処理費用に対する補助金 補助率15/100	1,513	1,674	1,520	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,296
44	農林水産課	果樹産地総合振興事業補助金	果樹生産農業者等	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市の特産品の「桃」について高品質生産及び極早生品種の導入による、他産地で出荷のない時期に出荷することで、市場における優位販売を行い、強い産地の確立を目指すことを目的とする。	市の特産物である桃の生産拡大及び品質向上のため二重袋及び苗木購入に対する補助金 補助率15/100	996	1,050	939	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,277
45	農林水産課	農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成・支援することを目的とする。	農業経営基盤強化資金の借り入れに係る利子助成金 県補助率1/2 市補助率1/2	60	45	20	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	60



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
46	農林水産課	認定農業者等 農地集積支援 事業補助金	認定農業者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	農地の流動化を促 進し、利用権等の集 積を通じて農業の担 い手の育成・確保及 び農地の有効利用を 図り、もって地域農 業の振興と農業構造 の改善に資すること を目的とする。	農地の有効利用を 図るため、認定農 業者等が農地集積を 行った場合に補助金 を交付する。 補助率 10,000円/10a	842	306	920	(2)原則 として廃 止するも の	ウ 社会情勢 等の変化に より補助の目 的が適切で なく、事業効 果の薄れて いる事業等	0
47	農林水産課	農業経営研究 活動事業補助 金	丸亀市農業経 営者協議会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	自立経営志向農家 の経営向上のため、 自主的な学習等を推 進することで、農業 経営の健全な発展と、 長期的安定を図り、 農業経営者としての 社会的地位及び経営 基盤の確立に資する ことを目的とする。	丸亀市農業経営者 協議会の運営に対 する補助金。 補助率 定額	400	400	400	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として 実施する 補助金等 交付事業	400
48	農林水産課	かがわ園芸産 地活性化基盤 整備事業補助 金 (旧高品質園 芸作物生産拡 大条件整備事 業補助金)	市内農業者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H24	認定農業者等自立 経営を目指す農業者 等、産地の中核となる 担い手の育成・確保 により、地域農業の活 性化と産地の強化を 図ることを目的とす る。	認定農業者等が生 産規模の拡大や品 質向上のために導 入する園芸作物栽 培用の農業機械及 び施設等に対する 補助金 県補助率1/3 市補助率15/100	32,994	38,594	33,256	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として 実施する 補助金等 交付事業	28,999
49	農林水産課	園芸産地づくり 強化対策事業 補助金	市内農業者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	園芸主要品目の産 地づくりの推進を目的 とする。	市特産の園芸作物 の品質を向上させる ために導入する農業 用施設・機械の導入 等に対する補助金 市補助率15/100	0	149	47	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを 目的として 実施する 補助金等 交付事業	450



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
50	農林水産課	肉用牛産地育成事業補助金	香川県農協丸亀地区肉牛研究会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	肉牛肥育農家相互扶助と共同の精神に基づき、丸亀地区内肉牛肥育事業の振興並びに販売面の統一拡張改善を図り、農家経営の発展と経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。	香川県農協丸亀地区肉牛研究会の運営に対する補助金。 補助率 定額	360	360	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	360
51	農林水産課	有害鳥獣捕獲事業補助金	猟友会丸亀支部 猟友会綾歌支部 飯山地区有害鳥獣対策協議会 丸亀市鳥獣被害防止対策協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	有害鳥獣による水稲、野菜及び果樹園等の被害を食い止めるため、害鳥等の捕獲を目的とする。	有害鳥獣の捕獲を依頼する猟友会の運営に対する補助金 補助率 定額	1,344	1,822	1,700	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,572
52	農林水産課	新規就農者確保事業補助金	新規就農者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H24	就農直後の所得の不安定な当初5年間について、年額150万円を給付することにより、新規就農者の定着を図る。	新規就農者に年額150万円を給付 補助率 全額国費 定額 150万/人	13,342	12,703	8,226	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	9,000
53	農林水産課	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	環境に配慮した生産管理を行なう農業者に対して助成を行なうことにより、環境保全型農業の推進を図る。	有機栽培等環境を保全する農業生産を行なった農業者に補助金を交付する。国から農業者へ4,000円/10aを直接交付し県と市で4,000円/10aの補助金を交付する。	317	326	312	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	560

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
54	農林水産課	地域を支える 集落営農組織 設立支援事業 補助金	集落営農組織 等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	集落営農組織の新 規設立及び経営規模 の拡大や多角化、複 合化など高度な経営 展開に向けた取組み を推進し、地域を支え る担い手の確保・育 成を図る。	集落営農を目指す 集落に対して会議費 等の助成行なう。 全額県費 定額10万/集落 集落営農組織が導 入する農業用施設 等に対する補助金 県補助率 1/3	0	91	100	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高め ることを目的 として実施 する補助金 等交付事業	100
55	農林水産課	地域を支える 集落営農経営 発展支援事業 補助金	集落営農組織 等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H26	農業生産法人が自ら の経営発展のため導 入する機械・施設に 対して補助を行うこと で、機械等導入に係 るコストの低減を図 り、法人経営の安定 を目指す。	対象法人数 5法人 (県)事業費×1/3 (市)事業費×15%	18,448	28,370	33,055	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高め ることを目的 として実施 する補助金 等交付事業	17,150
56	農林水産課	新規就農者の 里親育成事業 補助金	認定農業者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	新規就農希望者を 研修生として受け入 れる農業者等に研修 指導費用の助成を行 なうことにより、新規 就農者の育成・確保 を図る。	研修生を受け入れる 農業者等に助成 全額県費 1人当り5万/月 1里親最大2名まで	0	0	350	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義務 的である事 業等	0
57	農林水産課	新規就農者の 経営発展支援 事業補助金	新規就農者	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	新規就農者が経営 発展のために整備に 必要な費用の助成を 行なうことにより、新 規就農者の経営発展 を図る。	新規就農者が整備 する農業機械及び 施設等に対する補 助金 全額県費 補助率1/3	4,836	531	0	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義務 的である事 業等	0

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
58	農林水産課	農地集積支援 事業費補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	農地機構に農地を貸し付ける農地の出し手に対する補助と経営転換や離農により機構に農地を貸し付ける農業者に対する補助。	農地の出し手には2万円/10a 経営転換や離農者には30万円/1戸	9,222	17,000	7,298	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	8,200
59	農林水産課	明日の農業を守る鳥獣被害防止対策事業補助金	市内農業者等	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	有害鳥獣の田畑への侵入を防ぐ防護柵を設置しようとする農業者に対する補助 27年度繰越	有害鳥獣侵入防止柵設置 4,000,000円×1/2	588	975	2,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,800
60	農林水産課	香川6次産業化推進整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H26	農業者自ら又は他産業等と連携し、農産物の加工・販売に取り組み6次産業化を促進しようとする者がその取り組みに必要な機械・施設等の導入に対する補助 27年度繰越	事業費×1/3(県) 事業費×15%(市)	7	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
61	農林水産課	狩猟免許取得補助金	有害鳥獣捕獲従事者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H28	有害鳥獣捕獲従事者の拡充を図ることで、有害鳥獣による農作物被害を防止する。	有害鳥獣捕獲従事者が新たに狩猟免許等を取得する際の経費を補助する。 補助率:10/10	95	200	350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	250
62	農林水産課	さぬき富士桃の里まつり開催補助金	さぬき富士桃の里まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	飯山地域の特産品である桃の普及に努めることにより、まちの活性化や桃の消費・販路拡大を図り、銘柄産地をアピールすることを目的とする。	桃喰うまつりはじめ飯山地域の特産品である桃の普及に努めるなど、産業活性化を図るイベントに係る経費・委託料、関係団体に対する補助金。	2,100	1,800	1,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,700

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
63	農林水産課	体験型農園事業補助金	香川県農業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	体験型農園を開設し、農業と触れ合う場所の提供を行うことで、農業への理解を深めるとともに、新規就農者等農業後継者育成を図る。	体験型農園を開設するJA香川県に対し運営経費の一部を補助する。	-	-	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
64	農林水産課	マッチング促進基盤整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	農地中間管理事業による農地マッチング活動を促進するため、条件の良くない農地の簡易な基盤整備等を行う経費を支援し、農地の集積・集約化を図る。	暗渠排水の設置、法面への防草シートの施工等の簡易な基盤整備に係る経費の一部を補助する。補助率：県3/5、市1/5地元1/5	-	177	939	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	3,000
65	農林水産課	栗熊東生産森林組合運営補助金	栗熊東生産森林組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H4	組合員共同による森林経営等及びこれらに付帯する事業を行うことで、組合員の経済的社会的地位の向上を図る。	栗熊東森林組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	140	140	140	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	140
66	農林水産課	丸亀地区水産振興対策協議会運営補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における漁業の構造改善・漁業経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀地区水産振興対策協議会で定めている義務的経費の一部を補助する。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
67	農林水産課	丸亀市淡水漁業組合運営補助金	丸亀市淡水漁業組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における内水面漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀市淡水漁業組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	150	150	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
68	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(市単事業)	丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	1,275	925	1,000	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,000
69	農林水産課	漁船漁具保全施設設置事業補助金	本島漁業協同組合、丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	漁船の耐久性の確保及び燃料効率の向上などによる経営コストの削減、作業の効率化が期待でき、水産業の振興や地域の活性化を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の6(県4/10、市2/10)。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	0	0	5,760	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	6,600
70	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(県単事業)	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等:市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率:補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	3,000	3,000	2,800	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,800



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
71	農林水産課	海面清掃事業補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業操業の安全確保を図るため、海面に浮遊したり海浜の打ち上げられた廃棄物を回収し、きれいな海を取り戻すことを目的とする。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	400	400	400	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	400
72	農林水産課	漁場汚染防止事業補助金	中讃海域漁場環境整備協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁場を漂流する各種廃棄物を除去することにより、漁場環境の維持と水産資源の安全を図るとともに操業の安全を確保する。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	300	300	300	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	300
73	農林水産課	漁業近代化資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業の構造改善・漁場経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	制度等：漁業近代化資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.70%	30	52	73	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	300
74	農林水産課	漁業者緊急支援資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H22	国の緊急経済対策に伴い、資金繰りに窮(きゅう)している中小漁業者を対象に、債務の整理等促進し、中・長期的経営資金を供給することで、漁業活動の維持増進と活性化を支援することを目的とする。	制度等：漁業者緊急支援資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.10%	18	12	7	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	50



補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
75	農林水産課	多面的機能支払交付金事業補助金 (旧農地・水保管理支払交付金)	市内農業者等 (～H26 中讃地域協議会)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	農業生産の基盤となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていくことを目的とする。	活動区域内の農振農用地面積を基に助成金額を算定する。市の負担割合は1/4。	124,363	127,500	122,939	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	131,000
76	農林水産課	丸亀市土地改良区運営補助金	丸亀市土地改良区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内の土地改良事業を行う団体が相互の連絡協調により、土地改良事業の円滑な推進を図る。	市内土地改良団体の運営に対する補助金。	2,000	2,000	2,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
77		綾歌土地改良団体連絡協議会運営補助金	綾歌土地改良団体連絡協議会						2,000	2,000	2,000			2,000
78		飯山町土地改良団体連絡協議会運営補助金	飯山町土地改良団体連絡協議会						2,000	2,000	2,000			2,000
79	農林水産課	単独県費補助土地改良事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良区等が行う土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し県の乗せ補助。補助率：市30～40% 県50%	31,552	41,200	38,200	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	33,200
80	農林水産課	単独市費補助土地改良事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良区等が行う簡易な土地改良事業に対し、施設の進捗および農家の負担軽減等を図る。	土地改良区その他市長が適当と認める団体が行う土地改良事業に対し補助金の交付を行う。補助率：80～90%	17,126	28,160	34,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	25,000

補助金チェックシート 産業文化部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R2年度 要求額 (千円)
									H29	H30	R1		説明	
81	農林水産課	土地改良施設 維持管理適正 化事業補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良施設管理者 の管理意識の高揚を 図るとともに、土地改 良施設の機能の保持 と耐用年数の確保に 資することを目的とす る。	農業水利施設等の 改修の経費を5年間 積み立てて行う事業 の国・県の上乗せ補 助。 補助率：市30% 国 30% 県30%	4,407	2,691	2,484	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	3,648
82	農林水産課	ため池草刈業 務補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	土地改良施設(ため 池、農業用水路等)の 適正な維持管理を目 的とする。	ため池、農業用水路 等の維持管理の費 用の一部を補助す る。	900	900	900	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	1,800
83	農林水産課	聖池維持管理 事業補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良施設(ため 池、農業用水路等)の 適正な維持管理を目 的とする。	ため池等の維持管 理の費用の一部を 補助する。 県と交互(2年に1 度)	194	0	194	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	0
84	農林水産課	農地耕作条件 改善事業補助 金 (旧：農業基盤 整備促進事業 補助金)	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H24	土地改良施設の改修 工事に対し、上乗せ 補助することにより、 農家の負担を軽減す る。	土地改良施設の改 修工事に対する国・ 県の上乗せ補助。 補助率：市25% 国 50% 県20%	24,320	12,800	13,760	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	15,360